

練馬区議会民主党・無所属クラブ

区政レポート

白石けい子 責任編集



会派連絡先
発行 練馬区議会
民主党・無所属クラブ
練馬区豊玉北6-12-1西
庁舎6階
Tel 03-3993-1111
(内7621~5)

【略歴】

練馬区貫井育ち、高松在住。昭和29年生。練馬二小・貫井中・都立第四商卒。保育士・社会福祉任用主事。NPO法人 ケアステーションぽかぽか設立者。現在、2期目。企画総務常任委員会、清掃リサイクル等特別委員会・議会運営委員会所属。家族 夫・子ども4人 犬・猫 1匹



こんな時代だからこそ、区民創意のまちづくりを心掛けよ！

▼平成24年第3回・4回定例議会一般質問より▲

「挨拶

未曾有の震災から、ほぼ一年が経過しようとしています。

復興は道半ばであり、被災者の方々の一日も早い生活再建とともに、震災を教訓として、近い将来に発生する可能性が高い、と言われる首都直下型地震に対する方全なる備えが必要です。

防災対策の強化や耐震化で十年以内に被害を六割減とする東京都の防災計画決定を受け、練馬区でも確実に減災効果を発揮する計画の見直しと、地域防災体制の強化に努めてまいります。

以上のような安全・安心確保とともに、多くの区民の願いである、待機児童の解消、介護施設の充実、地域医療の拡充等々にも全力で取り組んでまいります。

▼両親の別居・離婚後、子どもの利益が第一となるための支援は？▲

日本では、毎年約25万組の夫婦が離婚し、そのうち約16万組の夫婦には未成年の子どもがいると言われている。本年四月より、子どもの利益を優先するための改正法が施行され、特に、民法第766条に、父母が協議上の離婚をするとき、協議で定める「子の監護について必要な事項」として「父又は母と子との面会交流」と「子の監護に要する養育費の分担」が明記された。

【区の答弁】

離婚は一義的には夫婦間の問題で、他者が関わるべきではないという考え方が支配的であり、男女間の出来事として片づけられがちになるが、離婚後も両者が親であることにより、親でない子どもにとって、健全な成長と将来に悪影響を与えていかないよう、子どもへの生活・教育に関わる関係行政機関の積極的な姿勢が求められている。子どもの権利や利益を第一にと見つめた現場での対策はどのようになっているのか。

年度当初に一定の調査票をもとに、保護者が記入した内容の範囲で子どもの家庭環境を把握している。近年、行事の情報提供や学校等での子どもと直接、面会をしようとするトラブルも多くなってきたことから、現場だ